

電話番號簿附録一五頁に掲載の加入區域及呼出區域中異動
がありましたから訂正の上登載致します

加入區域

呼出區域

普通加入區域 (東京市(支區第一乃至第六砲臺ヲ除ク))

特別加入區域

- 荏原郡 (大井町(立會川以西ヲ除ク)、大崎町、品川町、平塚町、目黒町)
- 北豊島郡 (尾久町、巢鴨町、高田町、瀧野川町(大字瀧野川、大字西ヶ原、大字上中里ヲ除ク)、長崎村、日暮里町、西巢鴨町、三河島町、南千住町)
- 豊多摩郡 (大久保町、落合町、澁谷町、千駄ヶ谷町、戸塚町、澁橋町、代々幡町)
- 南葛飾郡 (吾嬭町、大島町、龜戸町、小松川町、砂町、隅田町、寺島町)

東京市(支區第一乃至第六砲臺ヲ除ク)

荏原郡
大井町(立會川以西ヲ除ク) 大崎町、品川町、平塚町、碑衾村(大字碑文谷字衾ノ谷、字衾原、字原塚) 馬込村(大字馬込字衾原、字原丸、目黒町)

北豊島郡
巢鴨町、高田町 瀧野川町(大字瀧野川、大字西ヶ原、大字上中里ヲ除ク) 日暮里町、西巢鴨町、南千住町、三河島町(大字三河島)

豊多摩郡
大久保町、落合町、澁谷町、千駄ヶ谷町、戸塚町 長崎村(字衾井、字大和田、字五郎原、字里木、字地蔵堂、字西向、澁橋町、代々幡町(大字代々木字山谷、字新町、字初臺、字本村、字富ヶ谷、字外輪、字深町、大字體ヶ谷字下町、字本村、字本村北))

南葛飾郡
吾嬭町(大字講地、大字小村井、大字葛西川、大字龜井戸字吾嬭、大島町、龜戸町、小松川町、寺島町、砂町、隅田町(大字若宮字澁瀬川、大字隅田字新川向、阿三才新川向ヲ除ク))

備考

荏原郡ノ内
平塚町ハ荏原電話局電話交換業務開始ノ日より同局加入區域ニ變更サレマス

備考

荏原郡ノ内
碑衾村、馬込村ニ大字及字ヲ加へ

豊多摩郡ノ内
戸塚町ノ大字及字ヲ全部削除、長崎村ニ字ヲ加へ、代々幡町(大字代々木)ニ字本村ヲ追加

昭和二年一月二十二日印刷
昭和二年一月二十三日發行

(定價金拾參錢)

東京中央電話局

東京市日本橋區三代町二十番地

印刷者 今井彦太郎

追加番號簿は本電話番號簿よりも先きに御覽下さい

大正十五年 度

追加電話番號簿 (第三號)

東京中央電話局

(麴町區錢瓶町)

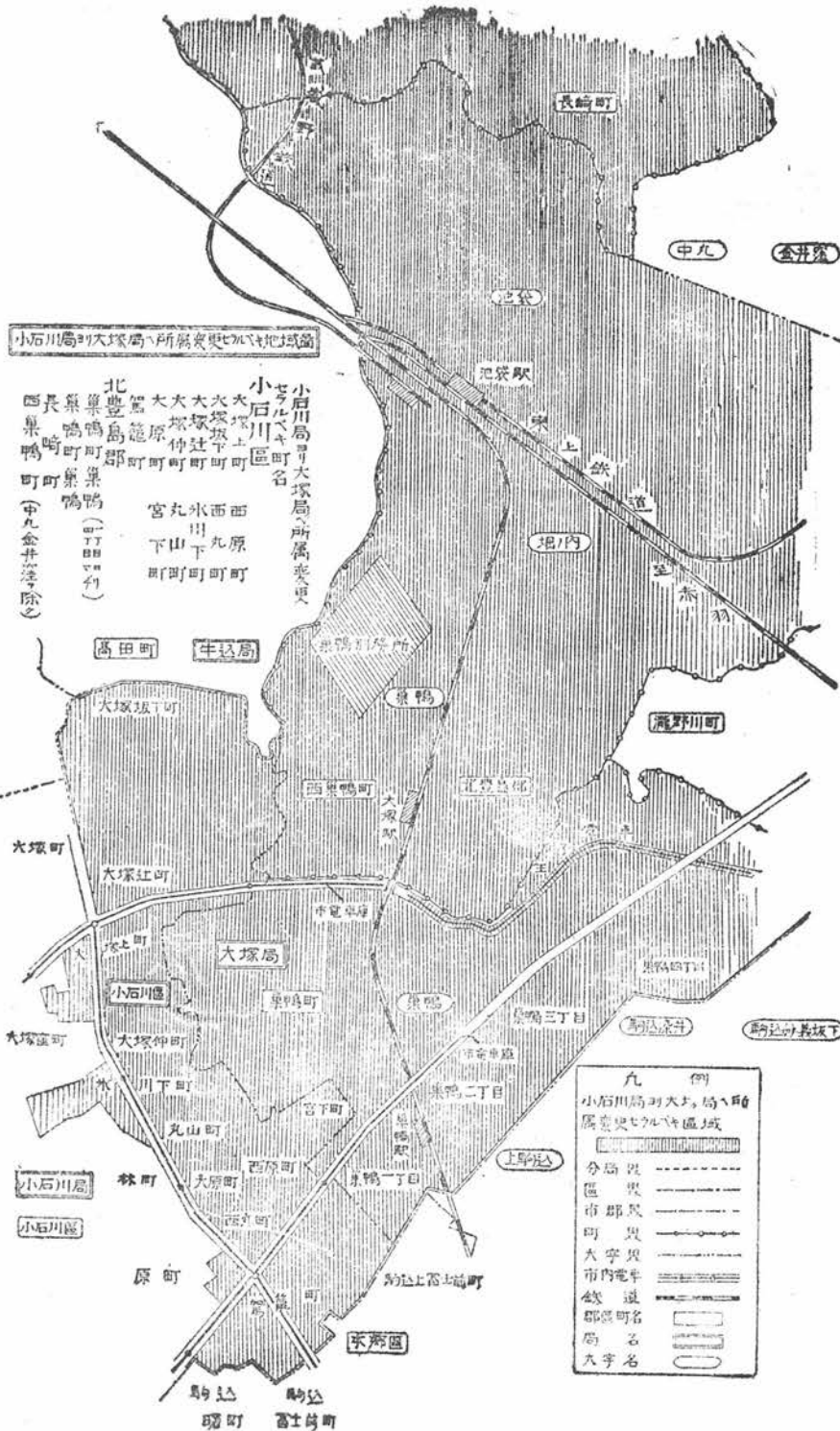
本番號簿には下記のことを登載してあります

- ◎ 小石川局より大塚局へ所屬替となるべき加入者
 所屬替實施は……………三月二十日(十九日夜半)
 所屬替區域……………略圖及町名は本表紙裏面にあり
- ◎ 電話特別開通申請者にして大體一月末までに設備費を納付し電話番號の決定した申請者
- ◎ 本年一月一日以降 二月二十八日迄の間に新規に開通すべき豫定の特急架設加入者
- ◎ 十五年十二月六日以降 本年二月十日迄の間に於ける名義變更、設置場所變更等に因る異動及最近までの番號簿へ他人名義、重複掲載等の掲載請求ありたるもの

追加番號簿は每號右端に著色して其の號數を區別し易くしてあります

此の追加番號簿は本電話番號簿及追加番號簿(第一號及第二號)と併せて使用して下さい

追加番號簿は本電話番號簿の上記順々に綴込んで下さい



小石川局の大塚局へ所属変更の区域

小石川局大塚局へ所属変更の区域
 小石川局
 大塚局
 大塚上町
 大塚下町
 大塚仲町
 大塚原町
 大塚西町
 大塚水町
 大塚山町
 大塚宮町
 大塚北町
 大塚東町
 大塚南町
 大塚西町
 大塚水町
 大塚山町
 大塚宮町
 大塚北町
 大塚東町
 大塚南町

凡例
 小石川局の大塚局へ所属変更の区域
 分區界
 區界
 市郡界
 町界
 大字界
 市内電車
 鐵道
 郡縣町名
 局名
 大字名

アイウエオ順索引

部	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ラ	ワ
頁	一	一八	二九	四〇	五二	五九	六七	七六	八二	八二
部	イ <small>(イ)</small>	キ	シ	チ	ニ	ヒ	ミ		リ	
頁	四	二三	三三	四六	五六	六二	七〇		八二	
部	ウ	ク	ス	ツ	ヌ	フ	ム	ユ	ル	
頁	一〇	二四	三六	四六	五八	六三	七三	八〇	八二	
部	エ <small>(エ)</small>	ケ	セ	テ	ネ	ヘ	メ		レ	
頁	二三	二六	三九	四七	五八	六六	七四			
部	オ <small>(オ)</small>	コ	ソ	ト	ノ	ホ	モ	ヨ	ロ	
頁	二三	二六	四〇	四八	五八	六六	七五	八〇	八二	

手働式の小石川局から自動式の大塚局へ所屬替となる加入者への御注意

◎自動式電話の扱方

自動式電話の扱方や注意に就ては、電話番号簿(三六頁)及先に送附しました小冊子(自動式電話の扱方と智識)にも詳しく書いて、ありますので、加入者各位は既に之等をお読みになつて、總ての場合の扱方を承知して居られる事と考へますから、茲に重ねて説明することを差控へます。

併し萬が一にも、まだ之をお読みにならぬ方がありましたならば、よくお読みになつて、使用に差支へなきやう扱方を會得して頂きたいのであります。

◎自動式電話の練習

申す迄もなく自動式の電話は、其の扱方を知らぬと全く使用することが出来ません。

尤も大體の扱方は書いたものを見て會得することは出来ませんが、實際に使つて見て始めて完全なる使用方法が會得されるのであります。一度の練習もせずに突然に使用方法の違ふ電話を取扱ふことは間違ひを起す基でもあり、無駄な料金を拂ふ事にもなり又多數加入者に迷惑を及ぼすことにもなりますから、實際使用を始められる前に是非練習して頂きたう御座います。

◎自動式電話の練習設備

今回所屬替加入者の練習の爲に、下記の所へ臨時に自動式電話練習所を設け、局員が詳細の説明を致しますから、御不審の點は遠慮なく聞き質して頂きたう存じます。

小石川區大塚仲町三十六番地

◎練習場所

大塚電話分局

練習期間 (自三月十六日) 四日間
(至三月十九日)

練習時間 (自午前九時)
(至午後七時)

電話局から加入者へ御知らせ

◆電話番號簿發行期日

追加番號簿第二號で御知らせ致して置きましたが、昭和二年度の電話番號簿は本年「五月一日」現在で發行の事に決定致しました、掲載方に就て御希望のある向等は番號簿四十一頁及追加番號簿第二號二頁等御熟覽の上五月一日までに掲載請求書等の御提出を願つて置きます。

◆加入者所屬變更期日の延期

追加番號簿第一號で元丸ノ内局及日本橋局(元本局)所屬加入者の所屬變更期を、本年三月頃と豫報致して置きましたが、機械設備の關係上兩局共所屬變更は本年五月に延期の事になりました。

◆元丸ノ内局区域内への轉入加入者は大手局へ臨時收容

震災後元丸ノ内局所屬の區域中有樂町一、二丁目を除く外は全部(詳細は番號簿二十一頁参照)牛込局へ收容して來ましたが、同局收容力の關係上二月下旬以降同區域内へ轉入すべき加入者に對しては、丸ノ内局復舊まで臨時に大手局へ收容開通することになりました、尤も丸ノ内局復舊と同時に震災前の區域に依り全部丸ノ内局へ收容替を致します。

◆十五年度電話特別開通申請者の開通

十五年度電話特別開通申請者は豫定の通大正十五年十一月初旬以降設備費徴收済の者から順次開通し小石川、大塚、牛込、丸ノ内、日本橋局に收容すべき者を最後とし特別の事情のない限り、三月上旬迄に設備費納付の向は、本年三月末までに全部開通の豫定であります。

丸ノ内、日本橋局に收容豫定のは別項記載の事情に付、臨時に大手局へ收容して本年度内に開通致します。

◆電話加入者番號札は漸次取付の豫定

震災後は所屬變更等の爲、電話番號の異動が度々ありました關係で電話加入者に對しては電話の番號札を交付致しませんでした、今後經費の差繰りがつき次第漸次加入者宅に取付ける豫定であります。

加入者番號札は今後交付されぬとか、加入者から實費を徴收して取付けることになつたとか稱して加入者宅を徘徊する者があるそうですが、左様な事は絶対にありませぬから、此等の不正手段に乗らぬ様御注意下さい。

◆市外通話區域料金等の異動

市外通話區域、長距離通話區域の改廢擴張等は今後追加番號簿發行の都度登載する事に致しました、本追加番號簿にも登載してありますから御參照下さい。

◆名義變更、場所變更請求書を御提出の方への御注意

本追加番號簿には別項の通名義變更又は場所變更請求書を提出される方への注意書を掲載して置きましたから御熟覽を願ひます。

名義変更場所変更請求書を提出される方へ御注意

一、電話の名義変更に関する御注意

電話の名義変更を請求される場合、名義人が名義変更に関する手續等不案内の爲め、思はぬ損害を蒙り又は迷惑をする様な方もありますから、左記の事項は是非御注意下さい。

◆名義変更の際仲介者には信用ある者を選ぶこと

電話の賣買又は擔保金融の場合には値段や条件のみを考へず、其相手方や仲介電話業者の信用の程度、營業の状態等を充分調査して最も安全確實なりと認められる者と取引される事が一番大切です。金融業者の中には往々悪辣なる手段を弄し殆ど詐欺に等しい様な事をする者もありますから、彼等の毒手に罹らぬ様御注意が肝心です。

最近に不正行爲のあつた營業者又は其嫌疑を以て其筋で取調べ中の者等は一般の注意を促す爲に當局加入課公衆室に掲示してあります。

◆低利金融には特に注意が肝要です

月何分又は年何割等一般の金利と比較し、著しく低利で金融をするなどと云ふ新聞廣告を時々見受けますが、此等の中には小額の貸金に對して電話を擔保にとり、普通價格で他に轉賣して差金を著服したり、又は借受人の不注意に依る利子不拂等を奇貨として買戻契約を破棄して他に轉賣し、不當の利得をしやうとする様な不正な者も有りますから御注意が肝要です。

◆電話を買入れるときは電話の加入種類を調べること

電話には單獨加入と共同線加入と連接加入の三種類があります。單獨加入と共同線加入は名義変更が出来ますが連接加入は名義変更が出来ません、そして單獨加入と共同線加入とは價格に大變な相違がありますから、電話を買取る場合には其電話の加入種類を充分調べてからなさらぬと、飛んだ損害を蒙る様な事が起ります。

◆滞納、未納の料金の有無をも充分調べること

名義変更の場合には新名義人は舊名義人の權利義務一切を繼承するのですから、名義変更をした電話に滞納料金があれば夫れも引受けねばなりません。名義変更請求の場合には滞納又は未納の料金が何程位あるかと云ふ事も考慮の中に入れて手續を取運ぶ必要があります。

赤坂區青山四丁目の當局料金課に就き直接聞かれるか、返信用切手封入の上御問合せ下されば調査して御返事することになつて居ります。本件に関する電話の御問合せには一切御返事致しませぬ。

◆名義変更請求は可成加入課へ出頭の上取運ばれること

名義変更の受理票を偽造又は變造して電話の詐欺をした不都合な者もありましたから、電話の名義変更を御請求の場合には、成るべく本人又は代理人が出頭して、確に名義変更請求書が受理されたか否かを確めて置くのが安全です。尙受理票を交付されたならば一應電話番号や加入種類（單獨加入は受理票に何も印がありませんが共同線加入には共同線甲又は乙の印があります）を調べて置いて下さい。

◆名義変更請求の場合の印鑑に就て

名義変更請求書の書式は電話番号簿に掲載してある通りですが、舊名義人の印は必ず電話局に届出であるものと同一でなければいけません。夫れから新名義人の印鑑證明書は必ず名義変更請求書につけて下さい。尤も新名義人が現に電話の加入者で其電話に届けてある印と同一の印を使用してある場合には名義変更請求書の餘白に何局何番電話加入者の旨附記して置けば印鑑證明書はいりません。

舊名義人の印鑑證明書も必要の場合があります。

◆他人名義掲載重複掲載請求等の取消

他人名義掲載、重複掲載等の請求のある電話を名義変更の場合、其の請求を取消さぬ限り次期の電話番号簿に掲載せられますから、他人名義掲載や重複掲載の請求の有無を豫め名義変更の際舊名義人其他に就き御確めの上、不必要のものは取消請求を洩さぬ様にして下さい。取消請求がないと必要のない電話番号簿掲載請求に對し料金丈け納付せなければならぬ様な事になります。尤も他人名義として電話番号簿に掲載してある人が新名義人となる場合の他人名義掲載及從來の名義人の重複掲載は名義変更の結果自然消滅になりますから特に取消を請求する必要はりあません。

名義変更をしても從來の通り舊名義人の名義を電話番号簿に掲載して置く必要のある場合は新に他人名義掲載の請求をせねばなりません。

二、場所變更に関する御注意

移轉工事は直接當局で行ふのではなく東京逓信局工務課でやるのです。請求書が出ても色々工事上の準備もあるので直ぐ工事には著手出来ません、尙設置場所變更に就ては左記の事項を豫め御承知下さい。

◆機械移轉の請求書は少し早目に御提出のこと

現在普通加入区域内の移轉は請求書を出してから移轉までに十日前後の日数を要します。特別加入区域への移轉は接續料を調査し其の納付を俟つて工事をやります。加入区域外の移轉は逓信局長の許可を要する次第ですから、其の大體の所要日数を前記の所要日數、十日に加へて請求書の御提出を希望致します。

◆家屋所有者の承諾書を添付すること

名義変更のときに其の家屋所有者が新舊名義人以外の場合は、其の家屋所有者の承諾書を要しますから其の添付を洩らさぬ様に願ひます。

◆電話番号簿の授受に就て

機械設置場所の使用者が同一人のときは番号簿は使用者御自身で新設置場所へ御持ち下さい。使用者の異なる場合は工事の際一旦之を引揚げ當局加入課から改めて新設置場所使用者へ送付します、舊設置場所から番号簿が引揚げられないときは其の事由を新設置場所使用者に御通知致しまして番号簿の御買求を願ひます。

三、其 の 他

請求書御提出上御注意願ひたいことは電話番号簿の巻末と巻首に詳しく書いてありますが、尙下記事項も御注意願ひたいものです、其の他手續上不明の點は當局加入課案内係(電話大手^{三〇〇〇番}_{三八〇〇番})へ御尋ね下さい。

◆委任状の餘白には加筆出来ぬ様斜線等を引くこと

他人に依頼して電話に關する各種の請求をさせる場合委任状には委任事項の全文を記載し本文餘白には斜線を引き委任事項の追加等の出来ぬ様にして置いて下さい。夫れから成るべく捨判も押して置かぬ様にして下さい。白紙の委任状や、餘白のある委任状に勝手な事を書き込み又は捨判を悪用して委任事項を変更し、本人の知らぬ間に名義変更をされた實例もあります。

◆料金切手を納めた請求書に對しては受理票を交付すること

名義変更、場所変更其の他切手を貼付した請求書を當局加入課で受付けた場合には必ず名義人(名義変更のときは新名義人へ)に受理票を交付します、名義変更を承認したときは舊名義人へ名義変更承認の旨を葉書で御通知致します。受理票や承認の通知には共同線加入の場合に限り其加入種類及共同線甲乙の區別を記入する事になつて居ります。

◆電話の賣買代金は可成現金で受取るのが安全

電話を賣買した代金は可成現金で授受されるのが安全です。時々代金を小切手で受取り其小切手が不渡となり御困りの方がありますが、一旦名義変更請求書を受理した上は取消は出来ませんからそう云ふ問題が起ると解決が困難です。電話を賣る人は名義変更請求書を提出する前に買人が金を持つて来て居るかどうかを確めることも必要です、名義変更請求後信用の出来ぬ小切手を渡され又は現金の持合せなく前記の事由で名義変更の取消しが出来ず困る場合が往々あります。